

## 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府委員会規程

平成 24 年 4 月 1 日 規程第 158 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 9 条第 2 項の規定に基づき、薬食生命科学総合学府委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 副学府長
- (3) 学府の各専攻長
- (4) 学府の各副専攻長
- (5) その他学府長が必要と認めた者

2 学府長及び副学府長は、薬学研究院長又は食品栄養環境科学研究院長が兼ねる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学府長候補者の選考に関する事項（ただし、学長に意見を述べるに当たっては、薬学研究院及び食品栄養環境科学研究院の推薦を基にする。）
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了及び学位に関する事項
- (4) 学生の身分に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学府委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び学府長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(専攻の運営)

第 4 条 委員会に次の専攻会議を設ける。

- (1) 薬学専攻会議
- (2) 薬科学専攻会議
- (3) 食品栄養科学専攻会議

(4) 環境科学専攻会議

(5) 薬食生命科学専攻会議

2 専攻会議の組織、所掌事項及び運営等については、別に定める。

(会議の招集及び議長)

第5条 学府長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 学府長に事故あるときは、副学府長がその職務を代行する。

(会議の成立及び議決) 510-2

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員会の議を経て、委員でない者に会議に出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、議事録を作成する。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。